

台湾特許法

2011年12月21日公布

施行日未定（2012年12月の見込み）

第一章 総則

- 第1条 本法は、発明、実用新案及び意匠の創作を奨励、保護、利用し、産業の発展を促進するために制定される。
- 第2条 本法で特許とは、次に掲げるものをいう
1. 発明特許
 2. 実用新案登録
 3. 意匠登録
- 第3条 本法の主務官庁は経済部である。
経済部は、専門機関を指定して特許業務を行わせる。
- 第4条 外国人の属する国と中華民国が共同して特許保護に関する国際条約に加盟していない場合、又は相互に特許を保護する条約や協定又は団体や機構間で特許保護に関する主務官庁が認可した協議がない場合、又は該外国人の本国が中華民国国民による特許出願を受理しない場合は、該外国人の特許出願を受理しないことができる。
- 第5条 特許出願権とは、本法により特許出願をする権利を指す。
特許出願権者とは、本法で別に規定がある場合、又は契約で別段の約定がある場合を除き、発明者、実用新案考案者、意匠創作者又はその譲受人や相続人を指す。
- 第6条 特許出願権及び特許権は、いずれも譲渡又は相続することができる。
特許出願権は、質権の目的とすることができない。
特許権を目的として質権を設定した場合、契約で別段の約定がある場合を除き、質権者は該特許権を実施することができない。
- 第7条 従業者が職務上完成した発明、実用新案又は意匠について、その特許出願権及び特許権は使用者に帰属し、使用者は従業者に相当の対価を支払わなければならない。但し、契約で別段の約定がある場合は、それに従う。
前項の職務上完成した発明、実用新案又は意匠とは、従業者が雇用関係下の業務で完成した発明、実用新案又は意匠を指す。
一方が出資し、他人を招聘して研究開発に従事させる場合、その特許出願権及び特許権の帰属は双方の契約の約定に従う。契約に約定がない場合、発明者、実用新案考案者又は意匠創作者に帰属する。但し、出資者は、その発明、実用新案又は意匠を実施することができる。
第1項、前項の規定により、特許出願権及び特許権が雇用者又は出資

者に帰属する場合、発明者、実用新案考案者又は意匠創作者は氏名表示権を享有する。

第 8 条 従業者が職務上完成したものではない発明、実用新案又は意匠について、その特許出願権及び特許権は従業者に帰属する。但し、その発明、実用新案又は意匠が使用者の資源又は経験を利用したものである場合、使用者が従業者に相当の対価を支払えば、該事業者においてその発明、実用新案又は意匠を実施することができる。

従業者が職務外で発明、実用新案又は意匠を完成した場合は、ただちに文書をもって使用者に通知しなければならない。必要があれば、創作の過程についても告知しなければならない。

前項の書面通知送達後 6 ヶ月以内に、使用者が従業者に反対の意を示さなければ、該発明、実用新案又は意匠が職務上の発明、実用新案又は意匠であると主張することができない。

第 9 条 前条の使用人と従業者の間で締結された契約で、従業者がその発明、実用新案又は意匠の権益を享受できないように定めるものは、無効とする。

第 10 条 使用者又は従業者は、第 7 条及び第 8 条で定める権利の帰属に関し紛争があり協議が成立した場合、証明書類を添付して、特許主務官庁に権利者の名義変更を申請することができる。特許主務官庁が必要と認めるときは、その他法令によって取得した調停、仲裁又は判決に関する書類を添付するよう当事者に通知することができる。

第 11 条 出願人は、特許出願及び特許に関する事項の処理について、代理人に委任してこれを行うことができる。

中華民国国内に住所又は営業所がない者は、特許出願及び特許に関する事項の処理について、代理人に委任してこれを行わなければならない。

代理人は、法令に別段の規定がある場合を除き、弁理士でなければならない。

弁理士の資格及び管理は別途法律で定める。

第 12 条 特許出願権が共有である場合、共有者全員により出願が提出されなければならない。

二人以上が共同で特許出願以外の特許に関する手続を行う場合、出願の取下又は放棄、分割、出願変更又は本法の別段の約定により共同署名しなければならない場合を除き、各自が単独でその他の手続を行うことができる。但し、代表者を定めた場合、それに従う。

前 2 項のように共同署名しなければならない状況においては、そのうちの一人を送達を受けるべき者として指定しなければならない。送達を受けるべき者の指定がない場合、特許主務官庁は、第一順位の出願

人を送達を受けるべき者に指定し、ならびに送達事項をその他の者に通知しなければならない。

第 13 条 特許出願権が共有である場合、各共有者は、共有者全員の同意を得なければ、その持分を譲渡又は放棄することができない。
特許出願権の共有者は、その他の共有者の同意を得なければ、その持分を他人に譲渡することができない。
特許出願権の共有者がその持分を放棄する場合、該部分はその他の共有者に帰属する。

第 14 条 特許出願権を継承した者は、出願時に継承人の名義で特許出願をしなかったり、出願後特許主務官庁に名義変更を申請しなかった場合、第三者に対抗することができない。
前項の名義変更を申請する場合、譲受又は相続を問わず、証明書を添付しなければならない。

第 15 条 特許主務官庁の職員及び特許審査員は、その在職期間内において、相続の場合を除き、特許出願をすることができず、かつ、直接又は間接を問わず、特許に係るいかなる権益も受けることができない。
特許主務官庁の職員及び特許審査員は、その職務上知た又は所持した特許に係る発明、実用新案又は意匠、若しくは出願人の事業上の秘密に対し、守秘義務を負い、違反がある場合、関連する法律責任を負わなければならない。
特許審査員の資格は、法律で定める。

第 16 条 特許審査員が次の各号のいずれかに該当する場合、自ら特許審査員を辞退しなければならない。

1. 本人又はその配偶者が、該特許出願の出願人、特許権者、無効審判請求人、代理人、代理人の共同事業者、又は代理人と雇用関係にある者である場合。
2. 現在、該特許案の出願人、特許権者、無効審判請求人又は代理人の四親等内の血族、若しくは三親等内の姻族である場合。
3. 本人又はその配偶者が、該特許出願について特許出願人、特許権者、無効審判請求人と共同権利者、共同義務者又は償還義務者の関係にある場合。
4. 該特許出願の出願人、特許権者、無効審判請求人の法定代理人、家長、家族である場合、又はかつてこれらの関係にあった場合。
5. 該特許出願の出願人、特許権者、無効審判請求人の訴訟代理人又は補佐人である場合、又はかつてこれらの関係にあった場合。
6. 該特許出願の証人、鑑定人、異議申立人又は無効審判請求人である場合、又はかつてこれらの関係にあった場合。

特許審査員が除斥されるべきであるにもかかわらず、除斥されなかった場合、特許主務官庁は、職権で又は請求により、その処分を取り消した後、別に適当な処分をすることができる。

第 17 条

特許に関する出願及びその他の手続をなすべき者が、法定又は指定の期間を遅延した場合、本法で別に規定がある場合を除き、その手続を受理してはならない。但し、指定の期間を遅延し、処分を受ける前に補正を行った場合、その手続を受理しなければならない。

天災又は自らの責任に帰することのできない事由により、法定期間を遅延した場合、その原因が消滅した日から 30 日以内に、文書をもって理由を説明し、特許主務官庁に対し原状回復を申請することができる。但し、法定期間の遅延が 1 年を超えた場合は、原状回復を申請することができない。

原状回復を申請する場合、同時にその期間内になすべき手続を補完しなければならない。

前 2 項の規定は、第 29 条第 4 項、第 52 条第 4 項、第 70 条第 2 項、第 120 条が準用する第 29 条第 4 項、第 120 条が準用する第 52 条第 4 項、第 120 条が準用する第 70 条第 2 項、第 142 条第 1 項が準用する第 29 条第 4 項、第 142 条第 1 項が準用する第 52 条第 4 項、第 142 条第 1 項が準用する第 70 条第 2 項に規定される期間を遅延する場合には、適用しない。

第 18 条

査定書又はその他の書類を送達する方法がない場合、特許公報に掲載しなければならない。ならびに、公報掲載から 30 日が経過した後、送達完了したもののみをみなす。

第 19 条

特許に係る出願及びその他の手続は、電子方式で行うことができる。その実施規則は主務官庁が定める。

第 20 条

本法の期間に関する計算には、その開始日を含まない。

第 52 条第 3 項、第 114 条第 1 項及び第 135 条でそれぞれ定める発明特許権、実用新案権、意匠権の権利存続期間は、出願日当日から起算する。

第二章 発明特許

第一節 特許要件

第 21 条

発明とは、自然法則を利用した技術的思想の創作を指す。

第 22 条

産業上利用することのできる発明で、次の各号いずれかに該当しないものは、本法により出願し、特許を受けることができる。

1. 出願前に既に刊行物に記載されたもの。
2. 出願前に既に公然実施されたもの。
3. 出願前に既に公然知られたもの。

発明が前項各号の事情に該当しなくても、それが属する技術分野の通常知識を有する者が出願前の従来技術に基づいて容易に完成できる場合、依然として発明特許を受けることができない。

出願人が次の各号のいずれかの事情を有し、ならびに、その事実の発生後 6 ヶ月以内に出願した場合、該事実は第 1 項各号又は前項の発明特許を受けることのできない事情に属さない。

1. 実験で公開されたため。
2. 刊行物で発表されたため。
3. 政府が主催する展覧会又は政府の認可を受けた展覧会で展示されたため。
4. 出願人の意図に反して漏洩したもの。

出願人が前項第 1 号から第 3 号までの事由を主張する場合、出願時に事実及びその事実が生じた年月日を明記し、ならびに特許主務官庁が指定した期間内に証明書類を提出しなければならない。

第 23 条 特許を出願した発明が、その出願より先に出願され、かつその出願後初めて公開又は公告された発明特許出願若しくは実用新案登録出願に添付される明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された内容と同一である場合、発明特許を受けることができない。但し、該出願人と先に出願された発明特許出願又は実用新案登録出願の出願人が同一である場合は、この限りでない。

第 24 条 次の各号のいずれかに該当するものは、発明特許を受けることができない。

1. 動物、植物、及び動物や植物を生み出す主な生物学的方法。但し、微生物学的方法はこの限りでない。
2. 人体又は動物の病気の診断、治療又は外科手術の方法。
3. 公序良俗又は公衆衛生を害するもの。

第二節 出願

第 25 条 発明特許出願は、特許出願権者が願書、明細書、特許請求の範囲、要約及び必要な図面を備えて、特許主務官庁にこれを提出する。

発明特許出願は、願書、明細書、特許請求の範囲及び必要な図面が全て揃った日を出願日とする。

明細書、特許請求の範囲及び必要な図面が出願時に中国語で提出されず、外国語で提出され、かつ特許主務官庁が指定する期間内に中国語による翻訳文が補正された場合、該外国語書面が提出された日を出願日とする。

前項の指定された期間内に中国語の翻訳文を補正しなかった場合、そ

の出願を受理しない。但し、処分前に補正した場合、補正した日を出願日とし、外国語書面は提出されていないものとみなす。

第 26 条

明細書は、該発明が属する技術分野の通常知識を有する者が、その内容を理解し、それに基づいて実施することができるように、明確かつ十分に開示しなければならない。

特許請求の範囲には、特許を受けようとする発明について限定しなければならない。前記特許請求の範囲には 1 以上の請求項を含むことができ、各請求項は、明確、簡潔な方式で記載しなければならない。かつ明細書で支持しなければならない。

要約には、開示する発明内容の概要を明記しなければならない。前記要約は、開示が十分であるか否か、及び特許を出願する発明が特許要件に合致しているか否かを決定するのに用いることはできない。

明細書、特許請求の範囲、要約及び図面の開示方式は、本法施行細則で定める。

第 27 条

生物材料又は生物材料を利用する発明特許を出願しようとする場合、出願人は遅くとも出願日までに該生物材料を特許主務官庁指定の国内寄託機関に寄託しなければならない。但し、該生物材料が、それが属する技術分野の通常知識を有する者により容易に取得できる場合、寄託する必要はない。

出願人は出願日から 4 ヶ月以内に寄託証明書を提出しなければならない。ならびに寄託機関、寄託日及び寄託番号を明記しなければならない。期間が満了しても該証明書を提出しなかった場合、寄託しなかったものとみなす。

前項の期間は、第 28 条の規定により優先権を主張する場合には、最先の優先日から 16 ヶ月以内とする。

出願前に既に特許主務官庁が認可した外国寄託機関に寄託し、ならびに第 2 項又は前項に規定する期間内に、特許主務官庁指定の国内寄託機関に寄託した旨の証明書類及び外国寄託機関発行の証明書類を提出する場合には、遅くとも出願日までに国内寄託機関に寄託しなければならないとする第 1 項の制限を受けない。

出願人は中華民国と相互に寄託効力を承認している外国が指定する該外国国内の寄託機関に寄託し、ならびに第 2 項又は第 3 項に規定する期間内に、該寄託機関発行の証明書類を提出する場合には、国内で寄託しなければならないとする制限を受けない。

第 1 項の生物材料寄託の受理要件、種類、形態、数量、費用及びその他の寄託執行に関わる規則は、主務官庁が定める。

第 28 条

出願人が、同一の発明について、中華民国と相互に優先権を承認する外国又は WTO 加盟国において最初に法律に則って特許出願し、ならび

に最初の特許出願の日から 12 ヶ月以内に、中華民国に特許出願をする場合、優先権を主張することができる。

出願人が 1 出願において 2 以上の優先権を主張する場合、前項の期間の計算は最先の優先日を基準とする。

外国の出願人が WTO 加盟国の国民ではなく、かつその所属する国と中華民国とが相互に優先権を承認していない場合、WTO 加盟国又は互惠関係にある国の領域内に住所又は営業所を有していれば、第 1 項の規定により優先権を主張することができる。

優先権を主張した場合、その特許要件の審査は優先日を基準とする。

第 29 条 前条の規定により優先権を主張しようとする者は、特許出願と同時に次の事項を声明しなければならない。

1. 最初の出願の出願日。
2. 該出願を受理した国又は WTO 加盟国。
3. 最初の出願の出願番号。

出願人は、最先の出願日から 16 ヶ月以内に、前項の国又は WTO 加盟国が受理を証明した出願書類を提出しなければならない。

第 1 項第 1 号、第 2 号又は前項の規定に違反する場合、優先権を主張しなかったものとみなす。

出願人が故意にではなく、特許出願と同時に優先権を主張しなかった場合、又は前項の規定により主張しなかったものと見なされた場合、最先の優先日から 16 ヶ月以内に、優先権主張の回復を申請し、ならびに、申請費用を納付し、かつ第 1 項及び第 2 項規定の行為を補完することができる。

第 30 条 出願人が中華民国においてその先に出願した発明特許出願又は実用新案登録出願に基づいて特許を出願する場合、先願出願当初の明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された発明又は実用新案に基づいて優先権を主張することができる。但し、次の各号のいずれかに該当する場合には、優先権を主張することができない。

1. 先願の出願日から既に 12 ヶ月を経過した場合。
2. 先願に記載された発明又は実用新案において第 28 条又は本条の規定により既に優先権を主張している場合。
3. 先願が第 34 条第 1 項又は第 107 条第 1 項規定の分割出願、又は第 108 条第 1 項規定の変更出願である場合。
4. 先願が発明であり、既に特許公告された又は特許拒絶査定が確定した場合。
5. 先願が実用新案であり、既に登録公告された又は登録を許可しない旨の処分が確定した場合。
6. 先願が既に取り下げられた又は受理されなかった場合。

前項の先願は、その出願日から15ヶ月を経過したときに、取り下げられたものとみなす。

先願の出願日から15ヶ月を経過した場合、優先権の主張を取り下げることができない。

第1項により優先権を主張した特許出願が先願の出願日から15ヶ月以内に取り下げられた場合、同時に優先権の主張も取り下げられたものとみなす。

出願人が1出願について2以上の優先権を主張する場合、その優先権期間の計算は、最先の優先日を基準とする。

優先権が主張された場合、その特許要件の審査は、優先日を基準とする。

第1項により優先権を主張しようとする場合、特許出願と同時に、先願の出願日及び出願番号を声明しなければならない。声明しなかった場合、優先権を主張しなかったものとみなす。

第31条 同一の発明について、2以上の特許出願があった場合、最先に出願した者のみが特許を受けることができる。但し、後から出願した者が主張する優先日が先願の出願日より早い場合は、この限りでない。

前項の出願日、優先日が同日である場合は、これを協議により定めるよう出願人に通知しなければならない。協議が成立しない場合、いずれの出願人も発明特許を受けることができない。その出願人が同一人である場合、期限を指定していずれか1つの出願を選択するよう出願人に通知しなければならない。期限が満了してもいずれか1つの出願を選択しなかった場合、いずれの出願も発明特許を受けることができない。

各出願人が協議する場合、特許主務官庁は適当な期間を指定して該協議結果を報告するよう出願人に通知しなければならない。期限が満了しても報告がなかった場合、協議が成立しなかったものとみなす。

前3項の規定は、第32条規定の事情を有する場合を除き、同一の創作がそれぞれ発明特許及び実用新案登録を出願する場合に準用する。

第32条 同一人が同一の創作につき、同日にそれぞれ発明特許及び実用新案登録を出願し、その発明特許査定前に、既に実用新案権を取得している場合、特許主務官庁は期限を指定していずれか1つの出願を選択するよう出願人に通知しなければならない。期限が満了してもいずれか1つの出願を選択しなかった場合、発明特許を受けることができない。出願人が前項の規定により発明特許を選択した場合、その実用新案権は、最初から存在しなかったものとみなす。

発明特許査定前に、実用新案権が既に当然消滅している場合又は取消が確定している場合、特許を付与しない。

- 第 33 条 発明特許出願は、1 つの発明ごとに出願を提出しなければならない。
2 以上の発明が、1 つの広義の発明概念に属する場合、1 出願において出願を提出することができる。
- 第 34 条 特許を出願した発明が、実質上 2 以上の発明である場合、特許主務官庁の通知又は出願人の請求により、出願を分割することができる。
分割出願は、次の各号の期間内に行わなければならない。
1. 原出願の再審査の査定前。
2. 原出願の特許査定書送達後 30 日以内。但し、再審査での査定の場合、分割することができない。
分割後の出願も、原出願の出願日を出願日とする。優先権がある場合、依然として優先権を主張することができる。
分割後の出願は、原出願出願時の明細書、特許請求の範囲又は図面に開示されている範囲を超えることはできない。
第 2 項第 1 号規定の分割後の出願案は、原出願で既に完了した手続から審査を続行しなければならない。
第 2 項第 2 号規定の分割後の出願案は、原出願特許査定前の審査手続を続行しなければならない。原出願は特許査定時の特許請求の範囲及び図面で公告される。
- 第 35 条 発明特許権につき、特許出願権者又は特許出願権共有者が、該発明特許の公告日から 2 年以内に、第 71 条第 1 項第 3 号の規定により無効審判請求を提起し、ならびに、無効審判で取消が確定してから 2 ヶ月以内に同一の発明につき特許出願をした場合、前記の取消が確定した発明特許権の出願日をその出願日とする。
前項の規定により出願した出願については、改めて公告しない。

第三節 審査及び再審査

- 第 36 条 特許主務官庁は、発明特許出願の実体審査について、特許審査員を指定して、これを審査させなければならない。
- 第 37 条 特許主務官庁が、発明特許出願書類を受理した後、審査の結果、手続に規定に合致しない箇所がなく、かつ公開すべきでない事情がないと認めるとき、出願日から 18 ヶ月後に該出願を公開しなければならない。
特許主務官庁は、出願人の請求により、その出願を早期公開することができる。
発明特許の出願が、次の各号のいずれかに該当する場合、公開しない。
1. 出願日から十五ヶ月以内に取り下げられた場合。
2. 国防上の機密又はその他の国家安全に関わる機密に及ぶ場合。
3. 公序良俗を害する場合。

- 第 1 項及び前項の期間の計算は、優先権を主張する場合、優先日を基準とし、2 以上の優先権を主張する場合、最先の優先日を基準とする。
- 第 38 条 発明特許出願日から 3 年以内に、何人も、特許主務官庁に対し、その発明特許出願について実体審査の請求をすることができる。
- 第 34 条第 1 項の規定による分割出願、又は第 108 条第 1 項の規定による発明特許への出願変更は、前項の期間を過ぎた場合、分割出願又は出願変更を行ってから 30 日以内に、特許主務官庁に実体審査の請求をすることができる。
- 前 2 項の規定により行った審査の請求は取り下げることができない。
- 第 1 項又は第 2 項に規定される期間内に実体審査を請求しなかった場合、該発明特許出願は取り下げられたものとみなす。
- 第 39 条 前条の審査を請求する場合、申請書を提出しなければならない。
- 特許主務官庁は、審査請求の事実を特許公報に掲載しなければならない。
- 発明特許出願人以外の者から審査請求が提起された場合、特許主務官庁は、その事実を発明特許出願人に通知しなければならない。
- 第 40 条 発明特許出願の公開後、特許出願人でない者が業として特許出願に係る発明を実施している場合、特許主務官庁は、請求により、該特許出願を優先的に審査することができる。
- 前項の請求をする場合、関係証明書類を提出しなければならない。
- 第 41 条 発明特許出願人は、その出願の公開後、かつて発明特許出願内容について文書をもって通知したにもかかわらず、通知後かつ公告前に依然として該発明を業として実施し続けた者に対し、該発明特許出願の公告後、適当な補償金の支払いを請求することができる。
- 既に公開された発明特許出願であることを明らかに知りながら、公告前に業として該発明を実施し続けた者に対しても、前項の請求をすることができる。
- 前 2 項の規定による請求権は、その他の権利の行使を妨げない。
- 第 2 項による補償金の請求権は、公告日から 2 年以内に行使しなければ、消滅する。
- 第 42 条 特許主務官庁は、発明特許の審査の際、請求により又は職権で、期限を指定して次の各号の事項を行うよう出願人に通知することができる。
1. 特許主務官庁に出頭して面談に応じる。
 2. 必要な実験を行い、模型又は見本を追加する。
- 前項第 2 号の実験、追加された模型又は見本について、特許主務官庁は、必要と認めるとき、現場又は指定した場所で実地検証を行うことができる。
- 第 43 条 特許主務官庁は、発明特許の審査の際、本法で別に規定がある場合を

除き、請求により又は職権で、期限を指定して、明細書、特許請求の範囲又は図面を補正するよう出願人に通知することができる。

補正は、誤訳の訂正を除き、出願時の明細書、特許請求の範囲又は図面に開示されている範囲を超えてはならない。

特許主務官庁が第46条第2項の規定により通知した後、出願人は通知された期間内にのみ補正することができる。

特許主務官庁は、前項の規定により通知した後、必要があると認めるとき、最終通知を行うことができる。最終通知がなされた場合、出願人は通知された期間内において、次の事項のみについて、特許請求の範囲を補正することができる。

1. 請求項の削除
2. 特許請求の範囲の縮減
3. 誤記の訂正
4. 不明瞭な記載の釈明

前2項の規定に違反する場合、特許主務官庁は査定書にその事由を明記して、ただちに査定することができる。

原出願又は分割後の出願に、次の各号のいずれかの事情があれば、特許主務官庁は、ただちに最終通知を行うことができる。

1. 原出願に対して行う通知が、分割後の出願において既に通知されている内容と同じである場合。
2. 分割後の出願に対して行う通知が、原出願において既に通知されている内容と同じである場合。
3. 分割後の出願に対して行う通知が、その他の分割後の出願において既に通知されている内容と同じである場合。

第44条 明細書、特許請求の範囲及び図面につき、第25条第3項の規定により、外国語で提出した場合、その外国語書面は補正することができない。第25条第3項の規定により補正する中国語翻訳文は、出願時の外国語書面に開示されている範囲を超えてはならない。

前項の中国語翻訳文につき、その誤訳の訂正は、出願時の外国語書面に開示されている範囲を超えてはならない。

第45条 発明特許出願について審査した後、査定書を作成して特許出願人に送達しなければならない。

拒絶査定する際は、査定書に理由を記さなければならない。

査定書には特許審査員が署名しなければならない。再審査、訂正、無効審判、特許権権利存続期間の延長及び特許権権利存続期間延長の無効審判の査定書も同様とする。

第46条 発明特許出願が第21条から第24条、第26条、第31条、第32条第1項、第3項、第33条、第34条第4項、第43条第2項、第44条第2

項、第3項又は第108条第3項の規定に違反する場合、特許拒絶査定を下さなければならない。

特許主務官庁は前項の査定前に、期限を定めて、応答するよう出願人に通知しなければならない。期限が過ぎても応答しなかった場合、ただちに特許拒絶査定を下す。

第47条 特許を出願した発明につき、審査の結果、拒絶すべき理由がないと認めるとき、特許を付与し、ならびに、その特許請求の範囲及び図面を公告しなければならない。

公告された特許について、何人も、その査定書、明細書、特許請求の範囲、要約、図面及び全ファイル資料の閲覧、抄録、撮影又はコピーを請求することができる。但し、特許主務官庁が法により秘密を保持しなければならない場合には、この限りでない。

第48条 発明特許出願人は、拒絶査定に不服がある場合、査定書送達後2ヶ月以内に理由書を備えて再審査を請求することができる。但し、出願手続の不適法又は出願人不適格の理由で受理されなかった場合、又は却下された場合は、法律により行政救済を提起することができる。

第49条 出願につき、第46条第2項の規定により特許拒絶査定が下された場合、該出願の再審査の際、依然として明細書、特許請求の範囲又は図面を補正することができる。

出願につき、審査の結果、最終通知が発せられ、特許拒絶査定が下された場合、該出願の再審査時に行われる補正は、依然として第43条第4項各号の規定による制限を受ける。但し、特許主務官庁の再審査で、原審査手続きで発せられた最終通知が不当であると認められた場合には、この限りでない。

次の各号のいずれかの事情があれば、特許主務官庁はただちに最終通知することができる。

1. 再審査理由に、依然として、特許を受けることができない事情がある場合。
2. 再審査時に行った補正に、依然として、特許を受けることができない事情がある場合。
3. 前項の規定により行った補正が、第43条第4項各号の規定に違反する場合。

第50条 再審査時、特許主務官庁は、原審査に参加しなかった特許審査員を指定して、これを審査させ、ならびに査定書を作成して出願人に送達しなければならない。

第51条 発明を審査した結果、国防上の機密又はその他の国家安全に関わる機密に関わる場合、国防部又は国家安全関連機関の意見を聴取しなければならない。秘密にする必要があると認められた場合、出願書類は封緘

される。それに実体審査が請求されている場合、査定書を作成して出願人及び発明者に送達しなければならない。

出願人、代理人及び発明者は、前項の発明について秘密を保持しなければならない。これに違反した場合、該特許出願権を放棄したものとみなす。

秘密保持の期間は、査定書を出願人に送達した日から 1 年間とし、1 年ごとに秘密保持期間を延長することができる。特許主務官庁は期間満了の 1 ヶ月前に国防部又は国家安全関連機関に問い合わせ、秘密保持の必要がないと認められた場合は、ただちに公告しなければならない。

第 1 項の発明が特許査定された場合、秘密保持の必要がなければ、特許主務官庁は出願人に、3 ヶ月以内に証書料及び 1 年目の特許料を納付するよう通知しなければならない。前記費用が納付された後はじめて公告される。期間が満了しても前記費用を納付しなかった場合、公告を行わない。

秘密保持期間に出願人が受けた損失について、政府はそれ相当の補償を与えなければならない。

第四節 特許権

第 52 条 特許出願された発明が特許査定された場合、出願人は査定書送達後 3 ヶ月以内に証書料及び 1 年目の特許料を納付しなければならない。前記費用が納付された後はじめて公告される。期間が満了しても前記費用を納付しなかった場合、公告を行わない。

特許出願された発明は、公告の日より発明特許権が付与され、証書が交付される。

発明特許権の存続期間は、出願日から起算して 20 年をもって満了とする。

出願人が故意にではなく、第 1 項又は前条第 4 項に定める期限内に費用を納付しなかった場合、費用納付期限満了後 6 ヶ月以内に証書料及び 2 倍の 1 年目の特許料を納付した後、特許主務官庁が該発明の特許査定を公告することができる。

第 53 条 医薬品、農薬又はその製造方法に係る発明特許権の実施が、その他の法律の規定により、許可証を取得しなければならない場合、それが特許出願の公告後に取得する際、特許権者は 1 回目の許可証をもって、1 回に限り、特許権存続期間の延長登録を出願することができ、かつ、該許可証はこれに基づいて特許権存続期間の延長登録を 1 回だけ出願することができる

前項の延長を許可する期間は、中央目的事業主務官庁から許可証を取

得するために発明を実施することができない期間を超えてはならない。許可証を取得するための期間が5年を超える場合も、その延長期間は5年までとする。

第1項にいう医薬品は、動物用薬品に及ばない。

第1項の申請は、最初に許可証を取得した日から3ヶ月以内に、申請書に証明書類を添付し、特許主務官庁に提出しなければならない。但し、特許権存続期間の満了する6ヶ月以上前に、これを行わなければならない。

主務官庁は、期間延長に関する審査、決定について、国民の健康への影響を考慮し、中央目的事業主務官庁と共同で審査及び決定の方法を定めなければならない。

第54条 前条の規定により特許権存続期間の延長を申請する場合、特許主務官庁が原特許権存続期間満了時にまだ査定していないのであれば、その特許権存続期間は既に延長されているものとみなす。但し、査定の結果、延長されない場合、原特許権存続期間満了までとする。

第55条 特許主務官庁は、発明特許権存続期間の延長登録について、特許審査員を指定して、これを審査させ、査定書を作成して特許権者に送達しなければならない。

第56条 特許主務官庁によって発明特許権存続期間の延長が許可される範囲は、許可証に記載されている有効成分及び用途で限定する範囲のみである。

第57条 何人も、延長が許可された発明特許権存続期間が、次の各号のいずれかに該当すると認める場合、証拠を添付して、特許主務官庁に無効審判を請求することができる。

1. 発明特許の実施について許可証を取得する必要がない場合。
2. 特許権者又は実施権者が許可証を取得していない場合。
3. 延長を許可された期間が、実施することができない期間を超えている場合。
4. 特許権存続期間の延長を申請した者が特許権者でない場合。
5. 延長を申請した許可証が最初の許可証ではない場合、又は該許可証に基づく延長がかつてあった場合。
6. 取得した許可証により承認された外国での試験期間に基づいて特許権存続期間の延長を申請した場合、その許可された延長期間が、該外国の特許主務官庁が認可した期間を超えている場合。
7. 特許権の延長が許可された医薬品が動物用薬品である場合。

特許権の延長につき、無効審判の結果、無効にすべき旨の審決が確定した場合、原延長を許可された期間は、最初から存在しなかったものとみなす。但し、前項第3号、第6号の規定の違反に対する無効審判について無効審判成立の審決が確定した場合、該超過期間につき、延

長されなかったものとみなす。

第 58 条

発明特許権者は、本法で別段の規定がある場合を除き、他人がその同意を得ずに、該発明を実施することを排除する権利を専有する。

物の発明の実施とは、該物につき、製造、販売の申し出、販売、使用すること、又はこれらを目的として輸入することを指す。

方法の発明の実施とは、次の各号の行為を指す。

1. 該方法を使用すること。
2. 該方法をもって直接製造した物品を使用、販売の申し出、販売すること、又はこれらを目的として輸入すること。

発明特許権の範囲は、特許請求の範囲を基準とし、特許請求の範囲の解釈時には、明細書及び図面を参酌することができる。

要約を、特許請求の範囲の解釈に用いることはできない。

第 59 条

発明特許権の効力は、次の各号の事項には及ばない。

1. 商業目的ではない未公開の行為。
2. 研究又は実験を目的として発明を実施するのに必要な行為。
3. 出願前、既に国内で実施されていたもの、又はその必要な準備を既に完了していたもの。但し、特許出願人がその発明を知ってから 6 ヶ月未満で、ならびに特許出願者がその特許権を留保する旨の表明をした場合は、この限りでない。
4. 単に国境を通過するにすぎない交通手段又はその装置。
5. 特許出願権者ではない者が受けた特許権が、特許権者による無効審判請求のために取り消された場合、その実施権者が無効審判請求前に善意で国内で実施していたもの、又はその必要な準備を既に完了していたもの。
6. 特許権者が製造した又は特許権者の同意を得て製造した特許物品が販売された後、該物を使用する又は再販売する行為。前記の製造、販売行為は国内に限らない。
7. 特許権が第 70 条第 1 項第 3 号の規定により消滅後、特許権者が第 70 条第 2 項により特許権の効力を回復し、ならびに、その旨公告される前に、善意で実施していたもの、又は必要な準備を既に完了していたもの。

前項第 3 号、第 5 号及び第 7 号の実施者は、その原事業目的範囲内においてのみ継続して利用することができる。

第 1 項第 5 号の実施権者は、該特許権が無効審判により取り消された後も、依然として実施を継続する場合、特許権者による書面通知を受領した日から、特許権者に合理的な特許権使用料を支払わなければならない。

第 60 条

発明特許権の効力は、薬事法が定める薬物許認可登録許可又は国外薬

物販売許可を取得することを目的として従事する研究、試験及びその必要な行為には及ばない。

第 61 条 2 種類以上の医薬品を混合して製造された医薬品又は方法につき、その特許権の効力は、医師の処方箋により調剤された医薬品には及ばない。

第 62 条 発明特許権者が、その発明特許権を他人に譲渡、信託、実施権を設定したり、又は質権を設定する場合、特許主務官庁に登録しなければ、第三者に対抗することができない。

前項の実施権は、専用実施権又は通常実施権とすることができる。専用実施権者は実施許諾を受けた範囲内で、発明特許権者及び第三者が該発明を実施することを排除することができる。

発明特許権者が複数の債権を担保するため、同一の特許権につき複数の質権を設定する場合、設定の前後により優先順位を定めるものとする。

第 63 条 専用実施権者はその実施許諾を受けた権利を第三者に再許諾することができる。但し、契約で別段の約定がある場合は、それに従う。

通常実施権者は、発明特許権者又は専用実施権者の同意を得なければ、その実施許諾を受けた権利を第三者に再許諾することはできない。

実施権の再許諾は、特許主務官庁に登録しなければ、第三者に対抗することができない。

第 64 条 発明特許権が共有である場合、共有者が自ら実施する場合を除き、共有者全員の同意を得なければ、他人にこれを譲渡、信託、又は実施権を設定したり、又は質権を設定したり、又は放棄したりすることはできない。

第 65 条 発明特許権の共有者は、その他の共有者全員の同意を得なければ、その持分を他人に譲渡、信託したり、又は質権を設定したりすることはできない。

発明特許権の共有者がその持分を放棄する場合、該部分はその他の共有者に帰属する。

第 66 条 発明特許権者が中華民国と外国の間で発生した戦争により損失を受けた場合、一回に限り、5 年から 10 年までの特許権存続期間の延長を請求することができる。但し、交戦国の国民の特許権は、延長を請求することができない。

第 67 条 発明特許権者は、次の各号の事項についてのみ、特許明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求することができる。

1. 請求項の削除
2. 特許請求の範囲の縮減
3. 誤記又は誤訳の訂正
4. 不明瞭な記載の釈明

訂正は、誤訳の訂正を除き、出願時の明細書、特許請求の範囲又は図面に開示されている範囲を超えてはならない。

第 25 条第 3 項の規定により、明細書、特許請求の範囲及び図面を外国語で提出した場合、その誤訳の訂正は、出願時の外国語書面に開示されている範囲を超えてはならない。

訂正は、公告時の特許請求の範囲を実質的に拡大又は変更してはならない。

第 68 条

特許主務官庁は、訂正請求の審査について、第 77 条の規定による他、特許審査員を指定して、これを審査させ、ならびに査定書を作成して出願人に送達しなければならない。

特許主務官庁は、訂正を許可した後、その事由を公告しなければならない。

明細書、特許請求の範囲及び図面が訂正公告された場合、出願日に遡って発効する。

第 69 条

発明特許権者は、実施権者又は質権者の同意を得なければ、特許権の放棄又は第 67 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の事項につき訂正の請求をすることができない。

発明特許権が共有である場合、共有者全員の同意を得なければ、第 67 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の事項について訂正の請求をすることができない。

第 70 条

次の各号のいずれかに該当する場合、発明特許権は当然消滅する。

1. 特許権の存続期間が満了したとき、期間満了後から消滅する。
2. 特許権者が死亡し、該特許権の相続人がいない場合。
3. 2 年目以降の特許料が、追納期間が満了するまでに納付されなかった場合、該特許権は、本来の納付期間満了後から消滅する。
4. 特許権者が自ら特許権を放棄する場合、その書面に示された日から消滅する。

特許権者が故意にではなく、第 94 条第 1 項に定める期限までに追納しなかった場合、期限満了後 1 年以内に、特許権の回復を請求することができ、ならびに、3 倍の特許料を追納した後、特許主務官庁が前記の特許権の回復を公告する。

第 71 条

発明特許権に、次の各号のいずれかの事情がある場合、何人も、特許主務官庁に対し、無効審判を請求することができる。

1. 第 21 条から第 24 条、第 26 条、第 31 条、第 32 条第 1 項、第 3 項、第 34 条第 4 項、第 43 条第 2 項、第 44 条第 2 項、第 3 項、第 67 条第 2 項から第 4 項、又は第 108 条第 3 項の規定に違反する場合。
2. 特許権者の属する国が中華民國国民の出願を受理しない場合。
3. 第 12 条第 1 項の規定に違反する場合、又は発明特許権者が発明特

許出願権者ではない場合。

利害関係者に限り、前項第 3 号の事情をもって無効審判を請求することができる。

発明特許権につき無効審判を請求することのできる事情は、その特許査定時の規定によるものとする。但し、第 34 条第 4 項、第 43 条第 2 項、第 67 条第 2 項、第 4 項又は第 108 条第 3 項に規定する事情をもって、無効審判を請求する場合には、無効審判請求時の規定によるものとする。

第 72 条 利害関係者は、特許権の取消により回復できる法律上の利益がある場合、特許権の消滅後も、無効審判を請求することができる。

第 73 条 無効審判請求は、無効審判請求の声明、理由を明記した無効審判請求書を備え、ならびに証拠を添付しなければならない。

特許権に 2 以上の請求項がある場合、一部の請求項について無効審判を請求することができる。

無効審判請求の声明は、提起後に変更又は追加することはできないが、縮減することができる。

無効審判請求人は、理由又は証拠を補充提出する場合、無効審判請求提起後 1 ヶ月以内にこれを行わなければならない。但し、無効審判審決前に提出した場合には、依然として、これを斟酌しなければならない。

第 74 条 特許主務官庁は、前条の無効審判請求書を受理した後、該無効審判請求書の副本を特許権者に送達しなければならない。

特許権者は副本送達後 1 ヶ月以内に答弁しなければならない。予め理由を説明して期限延長が許可された場合を除き、期限を過ぎても答弁がない場合は、ただちに審査する。

無効審判請求人が補充提出する理由又は証拠が審査を遅滞させるおそれがある場合、又はその事実証拠が既に明らかである場合、特許主務官庁はただちに審査することができる。

第 75 条 特許主務官庁は、無効審判を審査する際、無効審判請求の声明の範囲内において、職権で、無効審判請求人が提出していない理由及び証拠を斟酌することができ、ならびに、期限を指定して答弁するよう特許権者に通知しなければならない。期限を過ぎても答弁がない場合、ただちに審査する。

第 76 条 特許主務官庁は、無効審判を審査する際、請求により又は職権で、期限を指定して、特許権者に次の各号の事項を行うよう通知することができる。

1. 特許主務官庁に出頭し面談する。
2. 必要な実験を行ったり、模型又は見本を補充提出する。

前項第 2 号の実験、模型又は見本の補充提出について、特許主務官庁は必要と認めるとき、現場又は指定した場所で実地検証することができる。

第 77 条 無効審判請求事件の審査期間中に、訂正請求がある場合、両方の審査及び審決を併合して行わなければならない。該訂正請求につき、特許主務官庁の審査の結果、訂正が認められた場合、訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面の副本を無効審判請求人に送達しなければならない。

同一の無効審判請求事件の審査期間に、2 以上の訂正請求がある場合、先に提出した訂正請求は、取り下げられたものとみなす。

第 78 条 同一の特許権に複数の無効審判請求事件がある場合、特許主務官庁が必要であると認めるとき、審査を併合することができる。

前項の規定により審査を併合した無効審判請求は、審決を併合することができる。

第 79 条 特許主務官庁は、無効審判を審査する際、特許審査員を指定して審査させ、ならびに審決書を作成して特許権者及び無効審判請求人に送達しなければならない。

無効審判の審決は、各請求項につき、それぞれ行わなければならない。

第 80 条 無効審判請求人は審決前に無効審判請求を取り下げることができる。但し、特許権者が答弁を既に提出している場合、特許権者の同意を得なければならない。

特許主務官庁は無効審判請求が取り下げられた事実を特許権者に通知しなければならない。通知送達後 10 日以内に、特許権者が反対を表明しない場合、取り下げに同意したものとみなす。

第 81 条 次の各号のいずれかの事実がある場合には、何人も、同一の特許権に対して、同一の事実につき同一の証拠をもって、無効審判を再請求することはできない。

1. 他の無効審判請求がかつて同一の事実につき同一の証拠をもって無効審判を請求し、審査の結果、無効審判が成立しなかった場合。
2. 「智慧財産案件審理法」（「知的財産案件審理法」）第 33 条の規定により知的財産裁判所に提出した新たな証拠が、審理の結果、理由がないと認められた場合。

第 82 条 発明特許権につき、無効審判が請求され、審査の結果、無効審判が成立した場合、その特許権を取り消さなければならない。その取消は各請求項につきそれぞれ行うことができる。

発明特許権が取り消された後、次のいずれかの事情に該当する場合は、その取消が確定したものとする。

1. 法により行政救済を提起しなかった場合。

2. 行政救済を提起したものの、却下が確定した場合。

発明特許権の取消が確定した場合、特許権の効力は最初から存在しなかったものとみなす。

第 83 条 第 57 条第 1 項の発明特許権存続期間の無効審判請求の処理は、本法の発明特許権無効審判に関する規定を準用する。

第 84 条 発明特許権の付与、変更、存続期間の延長及び延期、譲渡、信託、実施権の設定、強制実施権の設定、取消、消滅、質権の設定、無効審判審決及びその他の公告すべき事項を、特許公報に公告しなければならない。

第 85 条 特許主務官庁は特許権原簿を備え置き、それに特許の付与、特許権の異動及び法令に定める全ての事項を記載しなければならない。
前項の特許権原簿は、電子方式で、国民の閲覧、抄録、撮影又はコピーに供さなければならない。

第 86 条 特許主務官庁が本法により公開、公告すべき事項は、電子方式でこれを行うことができる。その実施日は、特許主務官庁がこれを定める。

第五節 強制実施権

第 87 条 国家の緊急危険又はその他の重大な緊急事態に対応するため、特許主務官庁は緊急命令又は中央目的事業主務官庁の通知により、必要な特許権の強制実施権を設定し、ならびにその旨を特許権者に速やかに通知しなければならない。

次の各号のいずれかの事情があり、強制実施権の設定が必要がある場合、特許主務官庁は請求により強制実施権を設定することができる。

1. 公益を増進するための非営利目的の実施。
2. 発明特許権又は実用新案権の実施による従来の特許権又は実用新案権の侵害が不可避であり、かつ前記の特許権又は実用新案権が前記従来の特許権又は実用新案権と比べて明らかに経済的意義を有する重要な技術上の改良である。
3. 特許権者に競争制限又は不正競争の事情があり、裁判所による判決又は行政院公平交易委員会による処分がなされている。

半導体技術に係る特許について強制実施権の設定を請求する場合、前項第 1 号又は第 3 号の事情を有する場合に限る。

特許権につき第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定により強制実施権の設定を請求する場合、請求者が合理的な商業条件をもって相当の期間、協議したにもかかわらず、実施許諾の合意を得ることができなかった場合に限る。

特許権につき第 2 項第 2 号の規定により強制実施権の設定が請求された場合、特許権者は合理的な条件を提示して、請求者の特許権につき強制実施の設定を請求することができる。

第 88 条

特許主務官庁は前条第 2 項及び第 90 条の強制実施権の設定の請求を受理した後、特許権者に通知し、ならびに期限を定めて答弁させなければならない。期限が過ぎても答弁しなかった場合、ただちに審査することができる。

強制実施権による実施は、国内市場の需要への供給を主としなければならない。但し、前条第 2 項第 3 号の規定により強制実施権を設定したた場合、この限りではない。

強制実施権の設定の審決は文書をもって行い、ならびに、その実施権設定の理由、範囲、期間及び支払うべき補償金を明記しなければならない。

強制実施権は、原特許権者がその特許権を実施することを妨げない。

強制実施権は、譲渡、信託、承継、許諾又は質権の設定をすることができない。但し、次の各号のいずれかの事情がある場合には、この限りではない。

1. 前条第 2 項第 1 号又は第 3 号の規定による強制実施権につき、該特許の実施に関する営業とともに、譲與、信託、承継、許諾、又は質権の設定をする場合。
2. 前条第 2 項第 2 号又は第 5 項の規定による強制実施権につき、強制実施権者の特許権とともに、譲渡、信託、承継、許諾、又は質権の設定をする場合。

第 89 条

第 87 条第 1 項の規定により特許権の強制実施権を設定する場合、中央目的事業主務官庁が強制実施の必要がなくなったと認めたとき、特許主務官庁はその通知により強制実施権を廃止しなければならない。

次の各号のいずれかの事情がある場合、特許主務官庁は、請求により強制実施権を廃止することができる。

1. 強制実施権の設定が基づいた事実の変更により、強制実施の必要がなくなった。
2. 強制実施権者が実施権の内容に従って適切に実施しなかった。
3. 強制実施権者が特許主務官庁の審決に従って補償金を支払わなかった。

第 90 条

製薬能力がない又は不十分な国が、エイズ、肺結核、マラリア又はその他の伝染病の治療に必要な医薬品を入手することをサポートするため、特許主務官庁は、請求により、当該国が必要な医薬品を輸入できるよう請求者に特許の強制実施権を設定することができる。

前項規定により強制実施権の設定を請求する場合、請求者が合理的な

商業条件をもって相当の期間、協議したにもかかわらず、実施許諾の合意を得ることができなかつた場合に限る。但し、必要な医薬品が輸入国で既に強制実施されている場合には、この限りではない。

輸入国が WTO 加盟国であれば、請求者は第 1 項により請求する際、輸入国が既に次の事項を履行していることを証明する書類を提出しなければならない。

1. TRIPs 理事会に、当該国が必要としている医薬品の名称及び数量を既に通知している。
2. TRIPs 理事会に、当該国が、製薬能力がない又は不十分であるため、輸入を希望していることを既に通知している。但し、後発開発途上国である場合、請求者は証明書類を提出する必要はない。
3. 必要な医薬品が当該国で特許権を取得していない、若しくは、特許権を取得しているものの、既に強制実施権が許可されている又はまもなく許可される。

前項にいう後発開発途上国とは、国連が認定する後発開発途上国 (LDC) である。

輸入国が WTO 加盟国ではなく、後発開発途上国若しくは製薬能力がない又は不十分な国である場合、請求者は第一項により請求する際、輸入国が既に次の事項を履行していることを証明する書類を提出しなければならない。

1. 書面で中華民国の外交機関に必要な医薬品の名称及び数量を提出している。
2. 必要な医薬品の他国への再輸出防止に同意している。

第 91 条

前条の規定により強制実施権のもとで製造された医薬品は全て輸入国に運ばなければならない。かつ、その実施権により製造される数量は、輸入国が TRIPs 理事会又は中華民国の外交機関に通知した必要な医薬品の数量を超えてはならない。

前条の規定により強制実施権のもとで製造された医薬品は、その外側のパッケージに特許主務官庁の指定した内容に従ってその実施権の依拠を標示しなければならない。そのパッケージ及び色又は形状は、特許権者又はその実施許諾を受けた者が製造する特許医薬品と区別できるものでなければならない。

強制実施権者は特許権者に適当な補償金を支払わなければならない。補償金の金額は、特許主務官庁が、必要な医薬品と関連する医薬品の特許権が輸入国において有する経済的価値を考慮し、ならびに、国連が公布した人間開発指数 (HDI) を参考に、これを審査、決定する。

強制実施権者は該医薬品を輸入する前に、ウェブサイトで該医薬品の数量、名称、目的地及び特許医薬品と区別できる特徴を公開しなけれ

ばならない。

前条の規定により強制実施許諾され、製造、輸入される医薬品につき、その許認可登録は、薬事法第40条の2の第2項の規定による制限を受けない。

第六節 料金の納付

第92条 発明特許に関する各種申請について、申請人は申請時に、申請手数料を納付しなければならない。

特許を受けた場合、発明特許権者は、証書料及び特許料を納付しなければならない。特許権存続期間の延長、延期が許可された場合、延長又は延期が許可された期間内においても、特許料を納付しなければならない。

第93条 発明特許料は公告の日から起算する。1年目の特許料は、第52条第1項の規定により納付し、2年目以降の特許料は、それぞれの期間が満了する前に納付しなければならない。

前項の特許料は、数年分を一括して納付することができる。一括払い後、特許料の改定があった場合にも、その差額を追納する必要はない。

第94条 発明特許の2年目以降の特許料を、特許料を納付すべき期間内に納付しなかった場合、期間満了後の6ヶ月以内に追納することができる。

但し、その特許料の納付は、もともとの納付すべき特許料以外に、遅延時間に比例して割増特許料を加算して納付しなければならない。

前項の遅延時間に比例して割増特許料を加算して納付するとは、特許料を納付すべき期限を過ぎた場合、月ごとに割増特許料を加算して納付することを指し、1ヶ月遅れるごとに、もともとの納付すべき特許料の20パーセントの割増特許料が加算され、最高で規定特許料と同額の割増特許料が加算される。その納付期限を遅れた期間が1日以上1ヶ月以内である場合には、1ヶ月として論じる。

第95条 発明特許権者が自然人、学校又は中小企業である場合、特許主務官庁に特許料の減免を申請することができる。

第七節 損害賠償及び訴訟

第96条 発明特許権者はその特許権を侵害するものについて、その除去を請求することができる。侵害のおそれがある場合、その防止を請求することができる。

発明特許権者は故意又は過失によりその特許権を侵害した者に対して、損害賠償を請求することができる。

発明特許権者は、第1項の請求を行うとき、特許権侵害に係る物品又

は侵害行為に用いた原料又は設備について、廃棄処分又はその他の必要とされる処置を請求することができる。

専用実施権者はその実施権の範囲内で、前 3 項の請求をすることができる。但し、契約に別の約定がある場合には、その約定に従う。

発明者は氏名表示権が侵害された場合、発明者の氏名表示又はその他名誉回復のために必要な処分を請求することができる。

第 2 項及び前項に規定する請求権は、請求権者が損害及び賠償義務者を知った時点から 2 年以内に行使しなければ消滅する。該侵害行為があった時点から 10 年を超えた場合も同様とする。

第 97 条 前条により損害賠償を請求する際は、次の各号のいずれかの方法によりその損害額を算定することができる。

1. 民法第 216 条の規定による。但し、その損害を証明するための証拠や方法を提供することができない場合、発明特許権者は、その特許権の実施により通常得られる利益から、損害を受けた後に同一の特許権の実施により得られる利益を差し引いた差額をその損害額とすることができる。
2. 侵害者が侵害行為により得た利益による。
3. 該発明特許の実施を許諾し実施させることで受取ることができる実施料に相当する金額をその損害額とする。

第 98 条 特許物品上には特許証番号を標示しなければならない。特許物品上に標示することができない場合には、ラベル、包装又はその他の他人の認識を惹起するに足る顕著な方式でこれを標示することができる。それが標示を付していなかった場合、損害賠償を請求する際、侵害者が特許物品であることを明らかに知っていた又は知り得たことを立証しなければならない。

第 99 条 製造方法の特許により製造された物品が、その製造方法の特許出願前に国内又は国外に見られなかった場合、他人が製造した同一の物品は、その方法特許により製造されたものと推定する。

前項の推定は、反証を提出してこれを覆すことができる。被告が、該同一の物品を製造した方法と製造方法特許とが異なることを証明したときは、反証を提出したものとみなす。被告が立証時に開示した製造上及び営業上の秘密の合法的権益は、十分に保障されなければならない。

第 100 条 発明特許に係る訴訟事件について、裁判所は、判決書の正本を一部、特許主務官庁に送達しなければならない。

第 101 条 無効審判が権利侵害訴訟の審理に関連する場合、特許主務官庁は、優先的にこれを審査することができる。

第 102 条 認可を得ていない外国法人又は団体は、本法が規定する事項について、

民事訴訟を提起することができる。

- 第 103 条 裁判所は、発明特許訴訟事件を審理する専門法廷を設けたり、又は専門の担当者を指定して審理させることができる。
司法院は、特許侵害鑑定専門機関を指定することができる。
裁判所は、発明特許訴訟を受理し、前項の機関に委託して鑑定させることができる。

第三章 実用新案登録

- 第 104 条 実用新案とは、自然法則を利用した技術的思想のうち、物品の形状、構造又はその組み合わせに係る創作を指す。
- 第 105 条 実用新案が、公序良俗を害する場合には、実用新案登録を受けることができない。
- 第 106 条 実用新案登録出願は、実用新案登録出願権者が願書、明細書、請求の範囲、要約及び図面を備えて、特許主務官庁にこれを提出する。
実用新案登録出願は、願書、明細書、請求の範囲及び図面が全て揃った日を出願日とする。
明細書、請求の範囲及び図面が出願時に中国語で提出されず、外国語で提出され、かつ特許主務官庁が指定する期間内に中国語による翻訳文が補正された場合、該外国語書面が提出された日を出願日とする。
前項の指定された期間内に中国語による翻訳文を補正しなかった場合、その出願を受理しない。但し、処分前に補正した場合、補正した日を出願日とし、外国語書面は提出されなかったものとみなす。
- 第 107 条 実用新案登録を出願した実用新案が、実質上 2 以上の実用新案である場合、特許主務官庁の通知又は出願人の請求により、出願を分割することができる。
分割出願は、原出願の処分前に行わなければならない。
- 第 108 条 発明特許又は意匠登録を出願した後、これを実用新案登録の出願に変更する場合、若しくは、実用新案登録を出願した後、これを発明特許の出願に変更する場合は、原出願の出願日を変更後の出願の出願日とする。
次の各号のいずれかの事情があれば、出願変更を申請することができない。
1. 原出願につき、許可をすべき旨の査定書又は処分書が送達された後。
 2. 原出願が発明又は意匠で、拒絶をすべき旨の査定書が送達されてから 2 ヶ月が過ぎている場合。
 3. 原出願が実用新案で、拒絶をすべき旨の処分書が送達されてから 30 日が過ぎている場合。

出願変更後の出願は、原出願出願時の明細書、請求の範囲又は図面に開示されている範囲を超えてはならない。

第 109 条 特許主務官庁は実用新案登録を出願した実用新案について方式審査を行う際、請求により又は職権で、期限を指定して、明細書、請求の範囲又は図面を補正するよう出願人に通知することができる。

第 110 条 明細書、請求の範囲及び図面は、第 106 条第 3 項の規定により、外国語で提出した場合、その外国語書面は補正することができない。第 106 条第 3 項の規定により補正する中国語による翻訳は、出願時の外国語書面に開示されている範囲を超えてはならない。

第 111 条 実用新案登録を出願した実用新案について、方式審査を行った後、処分書を作成して出願人に送達しなければならない。方式審査の結果、拒絶をすべき旨の査定を行う場合、処分書に理由を明記しなければならない。

第 112 条 実用新案登録を出願した実用新案について、方式審査の結果、次の各号のいずれかの事情を有すると認めるとき、拒絶をすべき旨の査定を行わなければならない。

1. 実用新案が物品の形状、構造又は組み合わせに属さない場合。
2. 第 105 条の規定に違反する場合。
3. 第 120 条が準用する第 26 条第 4 項に規定する開示方式に違反する場合。
4. 第 120 条が準用する第 33 条の規定に違反する場合。
5. 明細書、請求の範囲又は図面に必要事項が開示されていない場合、又はその開示内容が明らかに明確でない場合。
6. 補正が、明らかに、出願時の明細書、請求の範囲又は図面に開示されている範囲を超えている場合。

第 113 条 実用新案登録を出願した実用新案について、方式審査の結果、拒絶をすべき事情がないと認めるとき、登録を許可し、請求の範囲及び図面を公告しなければならない。

第 114 条 実用新案権の存続期間は、出願日から起算して 10 年をもって満了とする。

第 115 条 実用新案登録出願に係る実用新案の公告後、何人も、特許主務官庁に対し、該実用新案の実用新案技術報告を請求することができる。特許主務官庁は、実用新案技術報告請求の事実を、特許公報に掲載しなければならない。

特許主務官庁は、特許審査官を指定して実用新案技術報告を作成させなければならない。ならびに該特許審査官は該報告に署名しなければならない。

特許主務官庁は第 1 項の申請について、第 120 条が準用する第 22 条第

1 項第 1 号、第 2 項、第 120 条が準用する第 23 条、第 120 条が準用する第 31 条に規定する事情につき、実用新案技術報告を作成しなければならない。

第 1 項の規定によりなされた実用新案技術報告請求に、実用新案権者でない者が業として該実用新案を実施していることが明記され、ならびに関連証明書類を添付する場合、特許主務官庁は 6 ヶ月以内に実用新案技術報告を完成しなければならない。

実用新案権消滅後も実用新案技術報告を請求することができる。

第 1 項の規定により行った請求は、取り下げることができない。

第 116 条 実用新案権者が実用新案権を行使する際には、実用新案技術報告を提示して警告しなければならない。

第 117 条 実用新案権者の実用新案権が取り消される場合、それが取り消される前に、該実用新案権を行使することによって他人に与えた損害について、賠償責任を負わなければならない。但し、実用新案技術報告の内容に基づいて、かつ、相当な注意を払ったうえで権利を行使した場合には、この限りではない。

第 118 条 特許主務官庁は、訂正請求の審査について、第 120 条が準用する第 77 条第 1 項の規定による他、方式審査を行い、ならびに処分書を作成して出願人に送達しなければならない。

訂正が、方式審査の結果、次の各号のいずれかの事情を有すると認めるとき、訂正を許可しない旨の処分を行わなければならない。

1. 第 112 条第 1 号から第 5 号に規定されている事情がある場合。
2. 明らかに、公告時の請求の範囲又は図面に開示されている範囲を超えている場合。

第 119 条 実用新案権に次の各号のいずれかの事情がある場合、何人も、特許主務官庁に対し、無効審判を請求することができる。

1. 第 104 条、第 105 条、第 108 条第 3 項、第 110 条第 2 項、第 120 条が準用する第 22 条、第 120 条が準用する第 23 条、第 120 条が準用する第 26 条、第 120 条が準用する第 31 条、第 120 条が準用する第 34 条第 4 項、第 120 条が準用する第 43 条第 2 項、第 120 条が準用する第 44 条第 3 項、第 120 条が準用する第 67 条第 2 項から第 4 項の規定に違反する場合。
2. 実用新案権者の属する国が中華民国国民の出願を受理しない場合。
3. 第 12 条第 1 項の規定に違反する場合、又は実用新案権者が実用新案登録出願権者ではない場合。

利害関係者に限り、前項第 3 号の事情をもって無効審判を請求することができる。

実用新案権につき無効審判を請求することのできる事情は、その登録許可査定時の規定によるものとする。但し、第 108 条第 3 項、第 120 条が準用する第 34 条第 4 項、第 120 条が準用する第 43 条第 2 項又は第 120 条が準用する第 67 条第 2 項、第 4 項に規定する事情をもって、無効審判を請求する場合には、無効審判請求時の規定によるものとする。

無効審判審決書には、特許審査官が署名しなければならない。

第 120 条

第 22 条、第 23 条、第 26 条、第 28 条から第 31 条、第 33 条、第 34 条第 3 項、第 4 項、第 35 条、第 43 条第 2 項、第 3 項、第 44 条第 3 項、第 46 条第 2 項、第 47 条第 2 項、第 51 条、第 52 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 58 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 5 項、第 59 条、第 62 条から第 65 条まで、第 67 条、第 68 条第 2 項、第 3 項、第 69 条、第 70 条、第 72 条から第 82 条、第 84 条から第 98 条、第 100 条から第 103 条の規定は、実用新案登録に準用する。

第四章 意匠登録

第 121 条

意匠とは、物品の全部又は一部の形状、模様、色彩又はこれらの結合であって、視覚に訴える創作を指す。

物品に応用するためのコンピューターアイコン (icons) 及び図形化利用者インターフェイス (GUI) も、本法により意匠登録を出願することができる。

第 122 条

産業上利用することのできる意匠で、次の各号のいずれかの事情に該当しなければ、本法により出願し、意匠登録を受けることができる。

1. 出願前に同一又は類似の意匠が既に刊行物に記載されたもの。
2. 出願前に同一又は類似の意匠が既に公然実施されたもの。
3. 出願前に既に公然知られたもの。

意匠が前項各号の事情に該当しなくても、それが属する技芸分野の通常知識を有する者が出願前の従来技芸に基づいて容易に思いつく場合、依然として意匠登録を受けることができない。

出願人が次の各号のいずれかの事情を有し、ならびに、その事実が生じてから 6 ヶ月以内に出願した場合、該事実は第 1 項各号又は前項の意匠登録を受けることのできない事情に属さない。

1. 刊行物で発表されたため。
2. 政府が主催する展覧会又は政府の認可を受けた展覧会で展示されたため。
3. 出願人の意図に反して漏洩したものの。

出願人が前項第 1 号から第 2 号の事由を主張する場合、出願時に事実

及びその事実が生じた年月日を明記し、ならびに特許主務官庁が指定した期間内に証明書類を提出しなければならない。

第 123 条 意匠登録を出願した意匠が、その出願より先に出願され、かつその出願後はじめて公告された意匠登録出願に添付されている明細書又は図面の内容と同一又は類似である場合には、意匠登録を受けることができない。但し、該意匠登録出願人と先に出願された意匠登録の出願人が同一である場合には、この限りでない。

第 124 条 次の各号のいずれかに該当するものは、意匠登録を受けることができない。

1. 単に機能上不可欠な設計からなる物品造形。
2. 単なる芸術的創作。
3. 集積回路の回路配置及び電子回路の配置。
4. 公序良俗、又は公衆衛生を害する物品。

第 125 条 意匠登録の出願は、意匠登録出願権者が願書、意匠説明書及び図面を備えて、特許主務官庁にこれを提出しなければならない。

意匠登録の出願は、願書、意匠説明書及び図面が全て揃った日を出願日とする。

意匠説明書及び図面が出願時に中国語で提出されず、外国語で提出され、かつ特許主務官庁が指定する期間内に中国語による翻訳文が補正された場合、該外国語書面が提出された日を出願日とする。

前項の指定された期間内に中国語による翻訳文を補正しなかった場合、その出願を受理しない。但し、処分前に補正した場合には、補正した日を出願日とし、外国語書面は提出されなかったものとみなす。

第 126 条 意匠説明書及び図面は、該意匠が属する技芸分野の通常知識を有する者がその内容を理解し、それに基づいて実施することができるよう、明確かつ十分に開示しなくてはならない。

意匠説明書及び図面の開示方式は、本法施行細則で定める。

第 127 条 同一人が 2 以上の類似する意匠を有する場合、意匠登録及びその関連意匠登録を出願することができる。

関連意匠の出願日は、原意匠の出願日より早くてはならない。

関連意匠登録の出願は、原意匠登録の公告後に、これを行うことはできない。

同一人が、原意匠と類似せず、関連意匠とのみ類似する意匠につき、関連意匠登録を出願することはできない。

第 128 条 同一又は類似の意匠について、2 以上の意匠登録出願があった場合、その最先の出願人のみが、意匠登録を受けることができる。但し、後願の出願人が主張する優先日が先願の出願日より早い場合は、この限りでない。

前項の出願日又は優先日が同日である場合は、これを協議により定めるよう出願人に通知しなければならない。協議が成立しない場合には、いずれの出願人も意匠登録を受けることができない。その出願人が同一人である場合、期限を指定して、いずれか 1 つの出願を選択するよう出願人に通知しなければならない。該期限が過ぎても、いずれか 1 つを選択しない場合は、いずれの出願も意匠登録を受けることができない。

各出願人が協議する場合、特許主務官庁は適当な期間を指定して該協議結果を報告するよう出願人に通知しなければならない。該期限が過ぎても報告がなかった場合には、協議が成立しなかったものとみなす。前三項の規定は、次の各号には適用しない。

1. 原意匠登録出願と関連意匠登録出願との間。
2. 同一の意匠登録出願に 2 以上の関連意匠登録出願がある場合、該 2 以上の関連意匠登録出願同士の間。

第 129 条 意匠登録出願は、1 つの意匠ごとに提出しなければならない。
2 以上の物品が、同一の類別に属し、かつ習慣上、組物として販売又は使用する場合、1 意匠で出願を提出することができる。

第 130 条 意匠登録出願は、その意匠を施す物品を指定しなければならない。
意匠登録を出願した意匠が、実質上 2 以上の意匠である場合、特許主務官庁の通知又は出願人の請求により、出願を分割することができる。分割出願は、原出願の再審査査定前に行わなければならない。分割後の出願案は、原出願で既に完了した手続から審査を続行しなければならない。

第 131 条 意匠登録を出願した後、これを関連意匠登録の出願に変更する場合、又は、関連意匠登録を出願した後、これを意匠登録の出願に変更する場合、原出願の出願日をその変更後の出願の出願日とする。
次の各号のいずれかの事情があれば、出願変更を申請することができない。

1. 原出願につき、許可をすべき旨の査定書又は処分書が送達された後。
2. 原出願につき、拒絶をすべき旨の査定書が送達されてから 2 ヶ月が経過している。

出願変更後の意匠又は関連意匠は、原出願出願時の意匠説明書又は図面に開示されている範囲を超えてはならない。

第 132 条 発明特許又は実用新案登録を出願した後、これを意匠登録の出願に変更する場合、原出願の出願日をその変更後の出願の出願日とする。
次の各号のいずれかの事情があれば、出願変更を申請することができない。

1. 原出願につき、許可をすべき旨の査定書又は処分書が送達された後。
2. 原出願が発明で、拒絶をすべき旨の査定書が送達されてから 2 ヶ月が経過している。
3. 原出願が実用新案で、拒絶をすべき旨の処分書が送達されてから 30 日が経過している場合。

出願変更後の出願は、原出願出願時の明細書、請求の範囲又は図面に開示されている範囲を超えてはならない。

第 133 条 意匠説明書及び図面は、第 125 条第 3 項の規定により、外国語で提出した場合、その外国語書面は補正することができない。

第 125 条第 3 項の規定により補正する中国語による翻訳は、出願時の外国語書面に開示されている範囲を超えてはならない。

第 134 条 意匠登録出願が、第 121 条から第 124 条、第 126 条、第 127 条、第 128 条第 1 項から第 3 項、第 129 条第 1 項、第 2 項、第 131 条第 3 項、第 132 条第 3 項、第 133 条第 2 項、第 142 条第 1 項が準用する第 34 条第 4 項、第 142 条第 1 項が準用する第 43 条第 2 項、第 142 条第 1 項が準用する第 44 条第 3 項の規定に違反する場合、拒絶査定を行わなければならない。

第 135 条 意匠権の存続期間は、出願日から起算して 12 年をもって満了とする。関連意匠権の存続期間は、原意匠権と同時に満了する。

第 136 条 意匠権者は、本法に別に規定がある場合を除き、他人が意匠権者の同意を得ずに該意匠又は該意匠に類似する意匠を実施することを排除する権利を専有する。

意匠権の範囲は、図面を基準とし、ならびに意匠説明書を参酌することができる。

第 137 条 関連意匠権は単独で主張することができ、かつ類似の範囲に及ぶ。

第 138 条 関連意匠権は、その原意匠権とともに譲渡、信託、承継、実施権の設定又は質権の設定をしなければならない。

原意匠権が、第 142 条第 1 項に準用される第 70 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定により既に当然消滅又は取消が確定し、その 2 以上の関連意匠権が依然として存続している場合、単独で譲渡、信託、承継、実施権の設定又は質権の設定をすることはできない。

第 139 条 意匠権者は、次の各号の事項についてのみ、意匠説明書又は図面の訂正を請求することができる。

1. 誤記又は誤訳の訂正。
2. 不明瞭な記載の釈明。

訂正は、誤訳の訂正を除き、出願時の意匠説明書又は図面に開示されている範囲を超えてはならない。

第 125 条第 3 項の規定により、意匠説明書及び図面を外国語で提出した場合、その誤訳の訂正は、出願時の外国語書面に開示されている範囲を超えてはならない。

訂正は、公告時の図面を実質的に拡大又は変更してはならない。

第 140 条 意匠権者は、実施権者又は質権者の同意を得なければ、意匠権を放棄することができない。

第 141 条 意匠権に次のいずれかの事情があれば、何人も、特許主務官庁に、無効審判を請求することができる。

1. 第 121 条から第 124 条、第 126 条、第 127 条、第 128 条第 1 項から第 3 項、第 131 条第 3 項、第 132 条第 3 項、第 133 条第 2 項、第 139 条第 2 項から第 4 項、第 142 条第 1 項が準用する第 34 条第 4 項、第 142 条第 1 項が準用する第 43 条第 2 項、第 142 条第 1 項が準用する第 44 条第 3 項の規定に違反する場合。
2. 意匠権者の属する国が中華民国国民の出願を受理しない場合。
3. 第 12 条第 1 項の規定に違反する場合、又は意匠権者が意匠登録出願権者ではない場合。

利害関係者に限り、前項第 3 号の事情をもって無効審判を請求することができる。

意匠権につき無効審判を請求することのできる事情は、その登録許可査定時の規定によるものとする。但し、第 131 条第 3 項、第 132 条第 3 項、第 139 条第 2 項、第 4 項、第 142 条第 1 項が準用する第 34 条第 4 項又は第 142 条第 1 項が準用する第 43 条第 2 項に規定する事情をもって無効審判を請求する場合には、無効審判請求時の規定によるものとする。

第 142 条 第 28 条、第 29 条、第 34 条第 3 項、第 4 項、第 35 条、第 36 条、第 42 条、第 43 条第 1 項から第 3 項、第 44 条第 3 項、第 45 条、第 46 条第 2 項、第 47 条、第 48 条、第 50 条、第 52 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 58 条第 2 項、第 59 条、第 62 条から第 65 条、第 68 条、第 70 条、第 72 条、第 73 条第 1 項、第 3 項、第 4 項、第 74 条から第 78 条、第 79 条第 1 項、第 80 条から第 82 条、第 84 条から第 86 条、第 92 条から第 98 条、第 100 条から第 103 条の規定は、意匠登録に準用する。
第 28 条第 1 項が定める期間は、意匠登録出願においては 6 ヶ月とする。
第 29 条第 2 項及び第 4 項が定める期間は、意匠登録出願においては 10 ヶ月とする。

第五章 附則

第 143 条 特許主務官庁は、特許ファイルの出願書類、明細書、特許請求の範囲、要約、図面及び図面説明を、永久に保存しなければならない。その他

- 書類のファイルは、最長 30 年保存する。
- 前項の特許ファイルは、マイクロフィルム、磁気ディスク、磁気テープ、光ディスクなどで保存することができる。前項の保存記録は、特許主務官庁が確認したものに限り、原ファイルと同一とみなし、元のペーパーファイルを廃棄することができる。保存記録の複製品は、特許主務官庁の確認を得た場合、それが真正品であると推定する。
- 前項の保存代用物の確認、管理、使用上の規則は、主務官庁が定める。
- 第 144 条 主務官庁は、発明、実用新案又は意匠の創作を奨励するために、奨励補助制度を定めることができる。
- 第 145 条 第 25 条第 3 項、第 106 条第 3 項及び第 125 条第 3 項の規定により提出した外国語書面につき、その外国語の種類限定及びその他明記すべき事項に係る規則は、主務官庁が定める。
- 第 146 条 第 92 条、第 120 条が準用する第 92 条、第 142 条第 1 項が準用する第 92 条に規定する申請手数料、証書料及び特許料につき、その料金徴収に関する規則は、主務官庁が定める。
- 第 95 条、第 120 条が準用する第 95 条、第 142 条第 1 項が準用する第 95 条に規定する特許料の減免につき、その減免の条件、期間、金額及びその他行うべき事項に関する規則は、主務官庁が定める。
- 第 147 条 中華民國 83 年（西暦 1994 年）1 月 23 日より前に提出された出願は、第 53 条の規定により特許権存続期間の延長を申請することができない。
- 第 148 条 本法中華民國 83 年（西暦 1994 年）1 月 21 日改正法の施行前に公告された特許の特許権存続期間は、改正前の規定を適用する。但し、WTO 協定が中華民國国内で発効した日に特許権がまだ存続している発明特許の特許権存続期間については、改正施行後の規定を適用する。
- 本法中華民國 92 年（西暦 2003 年）1 月 3 日改正法の施行前に公告された実用新案権の存続期間は、改正前の規定を適用する。
- WTO 協定が中華民國国内で発効した日に意匠権がまだ存続している意匠の意匠権存続期間については、中華民國 86 年（西暦 1997 年）5 月 7 日改正法の施行後の本法規定を適用する。
- 第 149 条 本法中華民國 100 年（西暦 2011 年）11 月 29 日改正法の施行前に、まだ査定されていなかった出願は、本法に別に規定がある場合を除き、改正施行後の規定を適用する。
- 本法中華民國 100 年（西暦 2011 年）11 月 29 日改正法の施行前に、まだ審決していなかった訂正請求、無効審判は、改正施行後の規定を適用する。
- 第 150 条 本法中華民國 100 年（西暦 2011 年）11 月 29 日改正法の施行前に提出され、かつ改正前の第 29 条の規定により優先権を主張していた発明特

許出願又は実用新案登録出願は、その先願がまだ公告されていない場合、若しくは特許又は実用新案登録を拒絶すべき旨の査定又は処分がまだ確定していない場合、第 30 条第 1 項の規定を適用する。

本法中華民國 100 年（西暦 2011 年）11 月 29 日改正法の施行前に既に査定されていた発明特許出願で、第 34 条第 2 項第 2 号に規定する期間をまだ過ぎていない場合、第 34 条第 2 項第 2 号及び第 6 項の規定を適用する。

第 151 条 第 22 条第 3 項第 2 号、第 120 条が準用する第 22 条第 3 項第 2 号、第 121 条第 1 項の物品に関する部分意匠、第 121 条第 2 項、第 122 条第 3 項第 1 号、第 127 条、第 129 条第 2 項の規定は、本法中華民國 100 年（西暦 2011 年）11 月 29 日改正法の施行後に提出された出願から適用する。

第 152 条 本法中華民國 100 年（西暦 2011 年）11 月 29 日改正法の施行前、改正前の第 30 条第 2 項の規定に違反し、生物材料を寄託しなかったものとみなされた発明特許出願が、改正施行後もまだ査定されていない場合、第 27 条第 2 項の規定を適用する。それが優先権を主張しており、最先の優先日からまだ 16 月以内の場合、第 27 条第 3 項の規定を適用する。

第 153 条 本法中華民國 100 年（西暦 2011 年）11 月 29 日改正法の施行前に、改正前の第 28 条第 3 項、第 108 条が準用する第 28 条第 3 項、第 129 条第 1 項が準用する第 28 条第 3 項の規定により、改正前の第 28 条第 1 項、第 108 条が準用する第 28 条第 1 項、第 129 条第 1 項が準用する第 28 条第 1 項の規定に違反して優先権を喪失した出願が、改正施行後にまだ査定又は処分されておらず、かつ、最先の優先日から、まだ 16 ヶ月以内の発明特許出願又は実用新案登録出願、若しくはまだ 10 ヶ月以内の意匠登録出願である場合、第 29 条第 4 項、第 120 条が準用する第 29 条第 4 項、第 142 条第 1 項が準用する第 29 条第 4 項の規定を適用する。

本法中華民國 100 年（西暦 2011 年）11 月 29 日改正法の施行前に、改正前の第 28 条第 3 項、第 108 条が準用する第 28 条第 3 項、第 129 条第 1 項が準用する第 28 条第 3 項の規定により、改正前の第 28 条第 2 項、第 108 条が準用する第 28 条第 2 項、第 129 条第 1 項が準用する第 28 条第 2 項の規定に違反して優先権を喪失した出願が、改正施行後にまだ査定又は処分されておらず、かつ、最先の優先日から、まだ 16 ヶ月以内の発明特許出願又は実用新案登録出願、若しくはまだ 10 ヶ月以内の意匠登録出願である場合、第 29 条第 2 項、第 120 条が準用する第 29 条第 2 項、第 142 条第 1 項が準用する第 29 条第 2 項の規定を適用する。

- 第 154 条 本法中華民國 100 年（西曆 2011 年）11 月 29 日改正法の施行前に既に提出されていた発明特許権存続期間延長申請が、改正施行後にまだ審決されておらず、かつ、その発明特許権がまだ存続している場合、改正施行後の規定を適用する。
- 第 155 条 本法中華民國 100 年 11 月 29 日改正法の施行前に、次のいずれかの事情があれば、第 52 条第 4 項、第 70 条第 2 項、第 120 条が準用する第 52 条第 4 項、第 120 条が準用する第 70 条第 2 項、第 142 条第 1 項が準用する第 52 条第 4 項、第 142 条第 1 項が準用する第 70 条第 2 項の規定を適用しない。
1. 改正前の第 51 条第 1 項、第 101 条第 1 項又は第 113 条第 1 項の規定により、既に費用納付期限を過ぎており、特許権、実用新案権又は意匠権が最初から存在しない場合。
 2. 改正前の第 66 条第 3 号、第 108 条が準用する第 66 条第 3 号又は第 129 条第 1 項が準用する第 66 条第 3 号の規定により、本法改正施行前に、権利が既に当然消滅している場合。
- 第 156 条 本法中華民國 100 年（西曆 2011 年）11 月 29 日改正法の施行前、まだ査定されていなかった意匠登録出願につき、出願人は改正施行後 3 ヶ月以内に、物品に係る部分意匠登録出願に出願変更することができる。
- 第 157 条 本法中華民國 100 年（西曆 2011 年）11 月 29 日改正法の施行前、まだ査定されていなかった類似意匠登録出願は、改正前の類似意匠登録に関する規定を適用する。
- 本法中華民國 100 年（西曆 2011 年）11 月 29 日改正法の施行前、まだ査定されていなかった類似意匠登録出願で、かつ原意匠登録の公告前に出願した場合、出願人は改正施行後 3 ヶ月以内に関連意匠登録出願に出願変更することができる。
- 第 158 条 本法の施行規則は、主務官庁が定める。
- 第 159 条 本法の施行日は、行政院が定める。